

## 京都府福祉人材センターで紹介・あっせんできる事業種別・職種の範囲

### 1. 紹介の範囲（事業種別）

取扱範囲（平成 26 年 3 月現在）

- （1）社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業を実施する事業所（ただし、社会福祉法人が実施する公益事業、並びに公益法人が実施する高齢者や障害者、児童等を対象とする公益目的事業も含む。）
- （2）介護保険法に規定する事業を行う事業所
- （3）障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- （4）その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- （5）地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所（配食サービスなど）
- （6）行政が実施する相談所  
（福祉事務所、児童相談所、更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等）
- （7）社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む

☞紛らわしい事例

- ①サービス付き高齢者向け住宅（高専賃など）の介護職
- ②特例子会社の支援員
- ③福祉系の団体事務
- ④福祉系の学校教員・事務など
- ⑤介護保険等の適用がない民間事業所（福祉用具など）
- ⑥無認可保育所
- ⑦介護タクシーの運転手

→①②は（3）に該当（無資格でも取扱可）

③～⑥は（7）に該当（有資格者であることが条件）

（※ただし④は社会福祉法人立の学校ならば（1）に該当するので、無資格でも可）

⑦は（2）（3）に該当する場合の他は不可。

☞法人認可前、事業開始前の求人の取り扱い

- ・所轄庁より事業所の認可・指定等を受けているか
- ・事業開始日・雇用開始日が決まっているか
- ・労働条件が明確になっているか

→上記の各要件をすべて満たす場合には取り扱いが可能。

ただし、過去にも事業開始に至らなかったケースがあるので、求職者への紹介については慎重に取り扱うことが必要。

☞高校新卒者の取り扱い

- ・高校生の求人応募は、ハローワークの承認を受け学校を通じて行うことになっているので、求職登録は受付できない。

### 2. 紹介の範囲（職種）

- 福祉人材センターが定める取扱範囲の事業に従事する者であれば、社会福祉の専門職種に限らず、すべての職種が対象となります。